

## 真名本『曾我物語』における語り物的表現

——定型語句・常套表現を手懸かりに——

一

小井土 守 敏

『七十一番職人歌合』二十五番、「琵琶法師」と番えられた「女盲」の画中詞に、宇多天皇に十一代の後胤、伊東が嫡子に河津の三郎とて

と記されるように、曾我兄弟の仇討ちの物語が語り物であったことは明らかである。現存する『曾我物語』の本文と『七十一番職人歌合』の詞章との関係は明らかではないが、『曾我物語』は、まず「曾我語り」とでも言うべき語り物として生成され、口頭から成書へという過程を踏んでいることはほぼ間違いない。また、角川源義氏は、成書となった後も幾段階かの改編が考えられる、とも指摘されている。「曾我語り」の担い手となったのは、『七十一番職人歌合』に見られるように「女盲」や遊行巫女といった女性たちである。謡曲「望月」においても、盲御前に扮して曾我兄弟の事跡を謡うのは女性である。また、その語りの実態は明らかではないが、『七十一番職人歌合』の絵や「替女」という語からもわかるように、語りにあわせる楽器は鼓である。

「語り物」の筆頭にあげられるのが、「平曲」に代表される琵琶語りである。琵琶語りはその隆盛とともに、語りの定型語句ともいべき詞章や常套表現を生みだしたことが知られている。代表的な詞章・常套表現として

は、発語としての「さる程に」、また、「比は：月：日のことなれば」がある。「さる程に」については、岡田安代氏、日下力氏、犬井善壽氏に御発言がある。岡田氏によれば、語りの定型語句としての「さる程に」は、本来ならば「さる」が指し示す前出の内容があつてしかるべきであるのに、その指示内容は明らかでなく、物語の語り出しとしての形式的表示の機能を持つ詞章である。日下氏も、この詞章を、話を切り出す方法として、語りの様式の定着をはかる指標とされる。さらに犬井氏は、語り手の言葉である「さる程に」の直後には、概ね作中場面の人物・時間・場所を示す要素が続くことを指摘された。一方、「比は：月：日のことなれば」は、鈴木孝庸氏の文章で自然描写がなされ、「平曲」では、いわゆる「三重甲」という音程で語られる部分である。

その名の通り、真名本『曾我物語』は、漢文体で記されており、漢文調に訓読する部分が多い。ただし、その漢文は、和製の漢文——擬似漢文とでも言うべきもの——であつて、基本的には和文である。和文によつて生成された物語、つまり、和語によつて口頭で生成された物語を漢文体で表記しているに過ぎない。その真名本『曾我物語』の本文中には、「さる程に」という詞章や、「比は：月：日のことなれば」という表現が、数度にわたつて出てくるのである。真名本『曾我物語』の研究において、本文中の記載記事の検討は当然のことながら、漢文表記の作品における和文脈の表現の方法も、検討されてよいと考えるのである。本稿では、琵琶語りにおける定型語句・常套表現を指標として、現存の真名本『曾我物語』の本文を検討し、琵琶語りに連なる詞章との関係について考察を加えてみたい。

『曾我物語』は、琵琶語りをされた可能性がまったくないとは言い切れないものの、先述の通り、替女たちによる「女語り」である。また、既に指摘される如く、真名本『曾我物語』の本文には、『神道集』を始め、東国における唱導團の色彩が濃いことは明らかである。こうしたの作品に、琵琶語りにおける詞章を指標として検討を加えることは無為なことかも知れない。しかし、その検討が、『曾我物語』が琵琶語りをされたかどうかとい

う論点ではなく、『曾我物語』が琵琶語りによって定着した詞章や表現を踏まえて本文を形成しているのかろうかという論点でなされるならば、その検討も意味がないわけではないと考えるのである。

## 二

- 妙本寺本『曾我物語』における、語り手の言葉としての「さる程に」の用例は、以下の十三例である。
- ① さる程に、五百余騎の人々も、既に返りける。  
(卷一)
  - ② さる程に、閑戸日も山路に暮れぬれば、人々、返りけり。  
(卷一)
  - ③ さる程に、兵衛佐殿は、もとより御本意なれば、治承四年庚子八月十七日の夜、当国の目代、和泉判官兼降が山木の城に押し寄せてこれを責む。  
(卷三)
  - ④ さる程に、敵は、漸く大名になる。  
(卷五)
  - ⑤ さる程に、鎌倉殿の御侍には、日本国の侍共、大名も小名も参り集まりて……  
(卷五)
  - ⑥ さる程に、鎌倉殿は、諸国の侍共を召し具して、辰の初になりければ、建久四年癸丑四月下旬には、鎌倉中を出でさせ給ひて……  
(卷五)
  - ⑦ さる程に、鎌倉殿、赤城山を御出ありて、下野の国へ御越しあり。  
(卷五)
  - ⑧ さる程に、三浦の屋形を打出でつつ笠摺と云ふ処にて、和田殿は、三浦へ入り給ひけるが……  
(卷六)
  - ⑨ さる程に、互ひに暇を乞てかなたこなたへ行き別れぬ。  
(卷七)
  - ⑩ さる程に、勢籠の者共、上の嶺より多くの鹿どもを追ひ下す処に……  
(卷八)
  - ⑪ さる程に、何者の、云ひ出したりけるやらむ……  
(卷九)
  - ⑫ さる程に、その暁方には、曾我の女房は、大磯の虎を相具して出でられけり。  
(卷十)
  - ⑬ さる程に、五月廿八日になりければ、去年の今日は別を語て泣きしものを……  
(卷十)

原文は、いうまでもなく漢字表記であり、「さる程に」の用字はすべて「而程」である。全用例にわたってではないものの、①の用などでは、訓読を表す点「一」と、「二」を読み添えるための文字左上に付すヲコト点がある。これらの「而程」は「さる程に」と読んで間違いはない。

これら「さる程に」に続く言葉の中には、⑨及び⑬を除く十一例で作中人物が紹介される。また、②、③、⑥、⑩、⑬では作中時間を記し、②、③、⑤、⑥、⑦、⑧、⑩では作中場面の提示がある。犬井氏の指摘された『平家物語』の琵琶語りの定型語句の用法に重なるのである。

それでは、それぞれの「さる程に」が、如何なる文脈の中で用いられているかを確認してみる。

- ① 武藏・相模・伊豆・駿河の大名たちが伊豆の奥野で狩を催している間、伊東助親父子の暗殺を企てる大見・八幡の二人が、狩場での暗殺を断念し、帰路を待ち受ける相談をする場面に続く部分。物語の中で、場所・人物・時間ともに転換する部分で使われている。
- ② 狩場の余興に行われた相撲が終わった場面に続く部分で、時間的な断絶とともに、場面が帰路に転換する部分での用例。
- ③ 頼朝の拳兵譚の語り出しとして使用。直前には十郎藏人行家が諸国へ院宣を伝えた旨が記され、その末尾は、「これよりしてぞ因々の源氏たちは蜂起するとぞ聞えし。」となっており、ひとつの話を語り終える形になっている。
- ④ 十郎祐成が大磯の遊女虎のもとに通い始め、曾我兄弟の二人は影の如くに連れ添って仇討ちの便宜を狙うという記事に続く。ここは、「兄弟がそうして日々を送っている。方で、仇の工藤祐経は……」と解すべき部分であり、人物・場所の転換はあるものの、「さる」が前出の話を承ける、本来の意味合いで用いられている。この部分から新たな話が始まるのではない。
- ⑤ 兄弟が大磯の宿で工藤祐経の情報を得、戸上原まで追跡したものの、討ち果たすことはできなかったという話の後で、場所・人物・時間ともに転換する部分である。

- ⑥ 兄弟が三原の狩に同行することを決めた場面が続くもので、場所・人物・時間ともに転換する部分。
- ⑦ 那須野の狩のために造営されつつある屋形の話を書いた後、頼朝一行の話に戻る部分で、場所・人物が転換する。
- ⑧ 兄弟と三浦余一が決裂し、余一は鎌倉へ急ぐ場面の後に用いられ、「一方和田義盛は……」と前出の話を承ける例である。この後、物語の中では、この二人が路上で出会い、義盛が余一を制していることから、④と同様、前出の話との関係が密接である。
- ⑨ 富士野の巻狩への途上、兄弟が姉婿の二宮太郎に出会い、談笑した後用いられ、時間的断絶を表すもの。
- ⑩ 富士野の狩場で、頼朝子息頼家に高山重保が番えられたことや狩場の総指揮者といった、狩場における体制の説明に続いて用いられ、この後話が再び狩に戻っていく部分。
- ⑪ 兄弟が仇討ちを遂げ、暗闇の中、いわゆる十番切りをする部分に続く例。この後屋形屋形から松明が投げ出され、物語の場面は、暗闇から明るくなり、十郎祐成は討ち死にする。場所の転換はないが、十郎討死、五郎捕縛の場面に移っていく部分。
- ⑫ 恋人を失った大磯の虎が、曾我の里を訪れ、兄弟の母と故兄弟を偲ぶ場面の後に用いられ、時間・場所の転換がおこる部分。
- ⑬ 曾我兄弟の一周忌の準備をする話の後、命目になったところでの使用。時間的断絶を表すもの。

それぞれの用法を見ると、④、⑧は、前出の話を承ける、本来の用法である。⑨、⑬は、他の用例に比べて場面転換の程度が低いと思われるが、④、⑧を除く十例は、いずれも直前までの話が終わり、別の話を語り出す際に、この「さる程に」を用いているのである。これらは、『平家物語』の琵琶語りに見られる、語り出しとしての用法にほぼ則ったものである。真名本『曾我物語』における「さる程に」は、琵琶語りの「さる程に」と概ね同じ用いられ方をしていると言える。真名本『曾我物語』が、琵琶語りをされた痕跡であるというのではなく、真名本『曾我物語』の改作者は、琵琶語りによって定着した定型句と、その用法を知っていた、と考えられ

るのではなからうか。

この他、「さる程に」は、五郎時宗の発話中に一つ例があるが、今回は語り手の言葉としての「さる程に」を検討するものであつて省略した。また、「さる程に」の類例として、「さ申す程に」が二例ある。

さ申す程に、鎌倉殿は御参詣有て御奉幣の後は御座に直らせ給ひて御念誦ありけり。(巻四)

さ申す程に、和田殿も出で給ひぬ。(巻九)

句形が異なるので一括しては掲げなかったが、この二例はいずれも語り出しとして用いられている。

ちなみに、妙本寺本における、語り出し・話題転換に用いられる他の語彙としては、「抑も」(三十四例)、「かかりける処に(斯處)」(十五例)、「かかる処(所)に(斯處(所))」(十四例)があり、それぞれ使用頻度も高い。「程」を含む同類の言葉に「かかりし程に(斯程)」があるが、これは二例であり、「さる程に」の出現数に比較して少ない。

妙本寺本とほぼ同文を有し、訓点と読み仮名・送り仮名を振った本門寺本においても、同一箇所「さる程に」の用例を見出させる。ところが、本門寺本を訓読・抄出したとされる真名本訓読本では、その様相が少々異なっている。

国史叢書所収の本文によると、語り手の言葉である「さる程に」の用例は十例である。そのうち、要約や抄出に伴って無くなった用例は、前掲の番号でいうと④、⑨、⑬の三例、別の言葉に改められたのが⑤(「抑」に改める)、⑧(「斯る所に」に改める)の二例、そして新たに二例加わっている。その二例とは、

a 去程に、懷島平權守景義、進み出でて申しけるは、(巻三)

b 去程に、平家には小松の少将惟盛朝臣を大將軍として、十方余騎を引率し、富士川の西の岸に着く。(巻三)である。いづれも場面転換の語り出しに用いられている。妙本寺本・本門寺本では、a「かかりし程に懷島…」、b「かかりけれども、平家はこれを知らずして、勢の付かざらむ先に、小松…」としていた部分である。妙本寺

本に二例のみ見られた「かかりし程」の一つを、真名本訓読本では「さる程に」に読み替えている。また、省略を伴いながら、文脈を一日区切り、新たな語り出しとして「さる程に」が用いられるのである。

さらに注目したいのは、妙本寺本における④、⑧及び⑨、⑬の用例が、真名本訓読本においては改められている点である。先述した通り、この四例は、『平家物語』の琵琶語りの定型語句としては、些か不備な点がある用例であった。この用例を、真名本訓読本では、省いたり改めたりしているのである。つまり、真名本訓読本においては、琵琶語りの定型語句の用法が、さらに徹底されているのである。

### 三

琵琶語りの常套表現である「比は…月…日のことなれば」は、妙本寺本『曾我物語』に五例見られる。以下にそのすべて掲げる。

- ① 比は神無月十日余りの事なるに、雨積不積、定めなく、禱も未だ、染め遣らず。木感なる、芻葉の、風より前に、散るべしと、誰かは懸けても、思ふべき。  
(巻二)
- 比神无月十日餘事、雨積不積不定、禱未染遣、木感芻葉白風前可散、誰懸可思、  
く、虫の声、折柄殊に、哀れなり。  
(巻二)
- ② 比は八月下旬の事なるに、露吹き結ぶ、風の音は、我が身の類と、思ひ知られて、哀れなり。野毛瀬に轉比八月下旬事、露吹結風音被思、知我身類、哀、轉野毛瀬、蟲聲、折柄殊哀、  
心の暗、晴れ遣らず。  
(巻六)
- ③ 比は建久四年癸丑五月下旬の事なれば、五月雨の、天の物憂き、今朝の空しも、五月雨茂く、雨連いて、比建久四年癸丑五月下旬事、五月雨天、物憂今朝空、五月雨茂雨連、不晴、遣心暗、  
(巻九)
- ④ 比は五月廿八日の夜半の事なれば、雨は居に居て雨る、暗さは暗し、これらは二人、  
(巻九)

⑤ 比は九月上の八日の事なれば、四方の山辺も、菊して、袖の涙に、染むるかど、打見えて、世を経る事は、苦しきに、安くも過ぐる、初禱、我が身の程をも、思ひ知りつつ、恨悩しくぞ、思はれける。

比は九月上八日事、四方山邊菊、染袖涙打見、經世事苦、安過初禱、思知我身程、被

読み下し文の掲出については、琵琶語りの常套表現の方法に従い、七音・五音を意識して読点を施して掲げた。また、東洋文庫の訓読により適宜読み仮名を付している。妙本寺本の掲出については、ヲコト点による読み添えの文字を補っている。確認のため、「比は…月…日のことなれば」に続く首数を整理してみると、以下のような

- ① 比は神無月十日余りの事なるに、 7・5・7・5・5・5・7・5・8・5
  - ② 比は八月下旬の事なるに、 7・5・8・7・5・7・5・7・5
  - ③ 比は建久四年癸丑五月下旬の事なれば、 5・7・7・7・6・6・5
  - ④ 比は五月廿八日の夜半の事なれば、 9・7・7
  - ⑤ 比は九月上の八日の事なれば、 7・5・7・5・5・7・5・7・5・8・7・7・6
- ③及び④に崩れが見られるものの、「比は…月…日のことなれば」に続く文章は、ほぼ七音・五音で構成されていることがわかる。ちなみに、本門寺本では、例えば①の「木感なる、菊葉の」の部分が「木感 菊葉」となっており、七音・五音に整った形が見られる。
- いうまでもなく、これらの例は、漢文体を七五調で訓読したのではない。七五調の和文を、漢文に仕立てているのである。②に見られる「野毛瀬（ノモセ）」の用字が、和文に漢字を充てていったことを如実に物語っている。なお、③で年号の後に付された十二支十「癸丑」は、漢文体に仕立てる際に補われたと考えるのが妥当で



あろう。

この常套表現が、『平家物語』において、「宇治川」や「那須与一」等、物語のある昂揚した場面や切迫した場面に先立って用いられていることはここで改めて指摘するまでもない。また、基本的に「目次の記」の体裁を採る『平家物語』において、この表現は単なる目付の提示を越えた、特別な表現であることも知られている。では、真名木『曾我物語』ではどのような場面で用いられているのだろうか。

- ① 曾我兄弟の父、河津助通が大見・八幡に射殺される場面に先立って用いられている。この父の死によって、曾我兄弟は不遇な半生を仇討ちのために生きることになる。
- ② 伊東助親の元を追われた源頼朝が、夜陰に乗じて北条へ逃亡する場面である。頼朝が、暗闇の中で、心に祈誓をする場面の直前で使用されている。
- ③ 十郎助成とその恋人、大磯の虎との最後の別れの場面に先立って使われている。愛し合う二人の別れの場面は、この物語の中の一つの山場である。
- ④ 曾我兄弟による十番切りの場面である。この後兄は討死、弟は捕縛される。仇討ちを遂げた兄弟が、華々しく散っていく場面に先立って用いられている。
- ⑤ 虎と兄弟の母が箱根を訪れ、五郎時宗のかつての居所を見る場面で、五郎の往年の和歌を見て二人が悶え焦がれる場面が続く。

いずれも、『曾我物語』の中で、クライマックスとも言うべき部分で用いられている。主要登場人物である、兄弟の父、母、虎、頼朝、そして兄弟それぞれが、「死」をも含めたある転機を迎える場面に先立って使用されるのである。つまり、この常套表現の出現箇所が、『平家物語』と軌を一にすることは明らかなのである。強い『平家物語』との相違をあげるならば、月日が明示されていない例が多いことである。

ところで、『曾我物語』は、基本的に時間軸に従って進行してはいるものの、年月日が明確に示されることは少ない。物語としては、巻・で神代のことから語り始め、巻十末尾では、兄弟の仇討ちから四十年後（天福元年

頃(に相当)までを記しているが、物語のうちの大部を占める、巻五の後半から巻十の前半までの作中時間は、建久四年(一一九三)のこととされている。また、巻二以降の各巻等に、前の巻を承けてその巻の概要を一字下げで記す部分があり、そこに年号が記されるが、物語本文の中では、日付を追って事柄を語っていくという姿勢は乏しい。つまり、『平家物語』のように「口次の記」という基本方針は存在しないのである。

こうした傾向を持つ『曾我物語』の中にあつて、ことさらに口付らしきものを掲げ、音数律の整った文飾が施されている箇所があるのである。尤も、日付まで記すのは④、⑤のみであるが、④以外については、その日付である必然性は薄い。特に⑤は、日付を示す明確な根拠も史料による裏づけもなく、①から③の例のように、ほかした言い方でもよかつたのである。「比は…月…日のことなれば」という常套表現を整えるための日付の掲出と考えてよい。

この、「比は…月…日のことなれば」で始まる表現は、「語り」のための本文ではないと考えられる延慶本『平家物語』にも、数箇所見られる。<sup>12)</sup>

比ハ神無月廿日余ノ事ナレバ、梢マバラニシテ落葉路ヲ埋ミ、白霧山ヲ隔テ、烏ノ声幽也。(第二本)

「比は云々」と始まっているものの、七五調という音数律への配慮はあまり見られない例が多い。むしろ対句的表現を意識した文飾なのである。つまり、音数律を意識しない「比は…月…日のことなれば」で始まる飾った文章自体も、別に存在している。その一方で、琵琶語りのための本文形成に伴って、音数律を強く意識した表現も存在した。同じ字句で始まり別の指向性を有する二つの文飾の在り方が認められるのである。稿者が注目したいのは、真名本『曾我物語』が、延慶本『平家物語』の如き文飾によらず、琵琶語りの常套表現と軌を一にする文飾を施しているということである。

## 四

冒頭でも述べたように、真名本『曾我物語』は、おそらく東国の唱導圏で生成されたものであり、『神道集』との同文関係にある部分も多く指摘されている。そうした部分においては、琵琶語りににおける「さる程に」の定型語句や、「比は…月…日のことなれば」という常套表現は見られない。語り出しの働きを担う定型語句としては、「抑も」がほとんどである。また、唱導的文言以外の部分においても、「抑も」という語り出しは多用されている。そしてこの語り出しが、作品全般にわたって、多分に漢文脈独特の雰囲気醸していることは否定できない。しかし、そうした中で、漢文体で記されているものの、明らかに和文脈である箇所が見え、その中には、琵琶語りににおける定型語句や常套表現と、その用法に至るまで重なるところがあるのである。

真名本『曾我物語』の改作者は、『平家物語』の琵琶語りににおける定型語句や常套表現と、それらの用法を熟知しており、そうした表現を適切に本文に組み込んでいるのである。あるいは、琵琶語りに独特のものであると自覚せずに本文中に組み込んでしまう程に、これらの詞章や表現・用法が定着していたのかも知れない。漢文体で記すのであるから、もちろんそれは、「語り」のための本文形成ではないであろう。また、稿者も、現存真名本の本文が、実際に「語り」に用いられたと言いたいのではない。真名本の本文が形成されていくある段階で、琵琶語りで知られる定型語句なり常套表現が、意識的にせよ無意識的にせよ、影響を与えたのではないかと考えるのである。

真名本『曾我物語』の成立については、未だ定説を見ない。角川源義氏は、「原曾我物語」は兄弟の仇討ち事件後間もなく成立したとされ、そのうち教段階の改編を経て現在の真名本は鎌倉末期から南北朝以前に成立したと推測された。<sup>13</sup> 山西明氏は、作品中で安達氏称揚の姿勢から、成立の上限を仁治三年（一一四二）、下限を弘安八年（一一八五）とされ、福田晃氏は元亨元年（一二二一）以降、元弘三年（一一三三）以前の成立とされた。<sup>15</sup>

また、村上學氏は、四部合戦状本『平家物語』と『神道集』の成立と隔たらしめ時期（二三五〇頃から一四五〇頃）の成立とするのが穩当であるとされた。明らかなのは、現存真名本のうちの妙本寺本が、天文十五年（一五四六）の書写奥書を有していることである。

『平家物語』の琵琶語りが隆盛し、成熟を見せるのは、鎌倉時代末から室町時代中期にかけてのことである。琵琶語りとしての定型語句や常套表現が定着していったのも、この時期と重なると考えてよい。現存する真名本『曾我物語』或いはその所拠本が、琵琶語りにおいて定着した定型語句や常套表現を、その用法に則って本文中に組み込んでいると考えても、時間的な矛盾はない。これらの定型語句や常套表現は、語るために組み込まれたのではなく、それらが一つの話形として認識された状況下で、本文中に組み込まれたのである。「さる程に」や「比は…月…日のことなれば」といった詞章や表現自体は、琵琶語りに先行して存在していても問題はないが、真名本『曾我物語』における用例や用法を吟味してきた結果、真名本『曾我物語』における用例が、琵琶語りに先行することはまず考えにくい。そうであるならば、琵琶語りにおける定型語句や常套表現の定着を俟たなければ、その用法に則って真名本『曾我物語』が本文を形成していくことは、不可能なのである。

真名本『曾我物語』が現存する本文に至るまでには、角川氏の御指摘の如く、幾段階かの成立を経ているであろう。その、おそらく最終に近い段階で、こうした琵琶語りの表現として定着した表現が混入し、物語の細部が整えられていったと考えるならば、今回の検討もあながち附会ではないと思われるのである。

## 注

- (1) 角川源義氏「妙本寺本曾我物語攷」（『角川貴重古典籍叢刊 曾我物語』（角川書店、昭和四十四年）所収）。
- (2) 岡田安代氏「平治物語」第四類本の方法——「さるほどに」の機能——（『日本文学』昭和六十二年十二月）。
- (3) 日下力氏「平治物語の成立と展開」（汲古書院、平成十一年）後篇第四章第二節「琵琶語りとの関連」。
- (4) 大井善壽氏「保元物語」「平治物語」の琵琶語り（『国文学研究資料館講演集』8『軍記物語の展開』（昭和六十二年）所収）。同氏「保元物語」「平治物語」と琵琶語り——定型語句「さる程に」を『平家物語』の琵琶語り

と比較して——」(軍記文学研究叢書「軍記語りと芸能」(汲古書院、平成十二年)所収)。

(5) 鈴木孝庸氏「『平家』的表現の成立に関する一試論——「比は〇月」をめぐって——」(『平家物語と語り』(三弥井書店、平成四年)所収)。

(6) 妙本寺本「曾我物語」本文の引用は、角川源義氏編「妙本寺本曾我物語」(角川書店、昭和四十四年)に拠り、ヲコト点等は、影印版(勉誠社、昭和四十九年)で確認した。なお、訓読には、東洋文庫「真名本曾我物語1・2」(平凡社、昭和六十二年・六十三年)を参考した。

(7) 「作中人物」「作中時間」「作中場面」は、犬井善壽氏(『流布本平家物語』1(加藤中道館、昭和五十五年)所収「解説」)の定義に従う。

(8) 本門寺本は、内閣文庫蔵本に拠って確認した。

(9) 稿者の口頭発表「真名本訓読本系統「曾我物語」本文考——新資料紹介——系列分類の試み——」(軍記・語り物研究会第三三九回例会、平成十二年九月三十日、於法政大学)において、これまで「大石寺本」という呼称を「真名本訓読本」、およびその伝本グループ名を、「真名本訓読本系統」と称することを提言した。

(10) 黒川真道氏編、国史研究会、大正三年。注9の口頭発表にて、訓読の基である本門寺本から最も離れる本文グループに分類した本文。つまり、真名本訓読本系統諸本中、最も改変の大きい本文である。

(11) 拙稿「『曾我物語』における源頼朝について——真名本と仮名本の相違・その主題——」(『文藝言語研究』文藝篇)39、平成十三年三月)において、真名本と仮名本における頼朝の扱いの相違を述べた。頼朝の流人時代の不遇とそこからの繁栄の過程が、曾我兄弟の物語に深く関与する真名本においては、頼朝は主要登場人物の一人である。

(12) 延慶本「平家物語」本文の引用は、北原保雄氏・小川栄一氏編「延慶本平家物語本文篇上・下」(勉誠出版、平成十一年(再版))に拠る。

延慶本「平家物語」の本文中に、「比はムタ」の表現は、以下の十六例(本稿中引用部を含む)が見出だせる。その多くは、音数律への配慮が低い事がわかる。

・比ハ卯月半ノ事ニヤ、飢饉温病ニ被責テ、親死ル者ハ子歎キニ沈ミ、子ニ後レタルハ親穢レケルニ依テ、瑞籬ニ臨ム人モ無シ。(第一本)

・比ハ秋ノ末ツカタノ事ナレバ、タノムノ雁ノマレナルベキニハナケレドモ、東ノ方ヨリ雁三飛来テ、一ハ俄ニ谷ノ底ハ飛入テ、又モミヘズ。(第一本)

・比ハヤヨヒノ中ノ六日ニ事ナレバ、春モ既ニクレナムトス。百轉ノ宮ノ鶯ノ声モ既ニ老タリ。(第二本)

・比ハ神無月廿日余ノ事ナレバ、梢マバラニシテ落葉路ヲ埋ミ、白霧山ヲ隔テ、鳥ノ一声幽也。(第二本・本稿中

引用部分)

- ・比ハ卯月十日アマリノ事ナレバ、雲井ニ郭公ニ声三声音信テトホリケレバ、(第二中)
  - ・比ハ五月廿日アマリ、マダ宵ノ事ナルニ、スヘタッ…声音信テ、二声トモ鳴カザリケリ。(第二中)
  - ・比ハ二月廿日余ノ事ナレバ、遠山ニ霞タナビキテ、越路ニ帰ル雁金、雲居遙カニ音信レ、細谷川ノ水ノ色、藍ヨリモ猶緑ニシテ、マバラナル板屋ニ苔ムシテ、カウサビタル里アリ。(第二、中)
  - ・比ハ十二月ノ中旬ノ事ナリケレバ、極寒ノ最中ニテ、谷ノツ、ラモ打解ズ、松吸風毛身ニシミテ、難堪ニ悲事、既ニ二三日モナリケレバ、(第二末)
  - ・比ハ八月十日余ノ事ナレバ、月ハクマナクサヘタレド、御涙ニ陰リツ、御袖ノミゾ時雨ケル。(第三本)
  - ・比ハ正月廿一日ノ事ナレバ、粟津ノ下ノ横ナワテノ、馬ノ頭モウツモル、ホドノ深出ニ薄氷ノハリタリケルヲ馳渡リケレバ、(第五本)
  - ・比ハキサラギノ六日ノ事ナレバ、ヨヒナガラ傾ク月ヲ打守リ、四方ヲタバシテ行ホドニ、青山ハ苔深シテ、残ノ雪ハ始花カトアヤマタレ、岩マノ氷トケザレバ、細谷川瀬ヲトタエ、白雲高クソビヘテ、下ムトスレバ谷深シ。(第五本)
  - ・比ハ神無月中ノ六日ノ事ナレバ、響レ嵐鐘ノ首、深行マ、ニ心澄ミ、涙ニ濡ル袖ノ上ニ、木葉ノ積モ不払敢。(第五末)
  - ・比ハ三月廿八日ノ事ナレバ、春モ既ニ欲レ暮。(第五末)
  - ・比ハ二月ノ中ノ十日ノ事ナレバ、余寒猶ハゲシキ上、ケサヨリ北風吹アレテ、海上静ナラズ。(第六本)
  - ・比ハ三月ノ末ノ事ナレバ、藤重ノ十二単ヲソ被召ケル。(第六本)
  - ・比ハ卯月半ノ事ナレバ、夏草ノシゲミガ末ヲ別過ギ、旧苔可払、人モ無。(第六末)
- 前掲注(一)論文。

(14) 山西明氏「真名本『曾我物語』と安達氏」(『峯村文人先生退官記念論集和歌と中世文学』(東京教育大学中世文学

談話会、昭和五十二年)所収、後、『曾我物語生成論』(笠間書院、平成十三年)に再録。

(15) 福田晃氏「曾我物語覚え書き」(『立命館文学』昭和五十四年一―二月)。

(16) 『日本古典文学大辞典』第二卷(岩波書店、昭和五十九年)村上学氏「担当『曾我物語』項」。

\* 本稿は、平成十三年度筑波大学学内プロジェクト研究の助成に基づくものである。